

日本国国土交通省とベトナム社会主義共和国建設省との間の 建設及び都市開発分野の協力に係る覚書

日本国国土交通省（以下“国交省”という。）とベトナム社会主義共和国建設省（以下“建設省”といい、合わせて“両者”という。）は、

これまで両省により署名された以下の一連の覚書（以下“署名済みの覚書”という。）及びその他の様々な方法を通じて実施された協力活動を踏まえ、

1. 2013年6月25日に日本国増田優一国土交通審議官及びベトナム国ブイ・ナム・カイン建設副大臣の間で署名された“建設分野の発展のための協力に係る日本国国土交通省とベトナム社会主義共和国建設省の間の協力覚書”
2. 2013年10月29日に日本国野上浩太郎国土交通副大臣及びベトナム国グエン・タン・ギ建設副大臣の間で署名された“日本国国土交通省及びベトナム社会主義共和国建設省間のベトナムにおけるエコシティプロジェクトの実施促進に関する協力覚書”
3. 2013年12月13日に日本国高木毅国土交通副大臣及びベトナム国カオ・ライ・クアン建設副大臣の間で署名された“日本国国土交通省とベトナム社会主義共和国建設省との間の協力に係る覚書”

2014年8月1日に開催された第6回日越協力委員会における、両者の間の協力に関する議論を尊重し、

両者が成果と価値があると認めるこれまでの協力分野において、さらに協力を発展させることで一致し、

平等相互主義及び相互利益に基づいて、建設分野及びインフラ開発に関する様々な分野において、円滑かつ効果的に協力を強化することを希望し、

以下の認識に達した。

I. 協力の範囲、方法及び形式

1. 本覚書は、両国の国内法令、規則、政策、慣行及び手続に従い、年間の予算の範囲内で、次の分野に関連する協力の実施についての両者間の相互に実りある協力のための枠組みを構築する。協力の分野については、一方の文書による提案に対して他方が賛同することにより追加されることができる。
 - (a) 建設分野における国内法制度の整備並びに政策立案及び実施
 - (b) ベトナムにおけるエコシティプロジェクトの促進
 - (c) 下水、排水、汚水管理
 - (d) 人材育成を含む建設産業の振興
 - (e) 建設工事に係る積算管理、契約管理、安全管理及び品質管理
 - (f) 住宅・不動産市場の整備
 - (g) 都市計画及び都市再開発
 - (h) 建設及び都市開発分野の研究及び技術開発
2. 協力の方法はワークショップ、セミナーその他の会合の開催を通じた両者の間の情報交換、専門家や職員の相互訪問を通じた関係する人材の能力向上、その他両者の担当部局間の協議によって決定された協力の方式による。
3. 協力の詳細内容については、署名済みの覚書に示された内容に加え、両者の担当部局間の覚書その他の署名文書又は／及び協議によって決定されるものとする。

II. 両者の一般的責任

1. 両者は、誠実に、かつ、友好的な協力の精神で、この協力の目的を達成するために協力する意思を共有する。
2. 両者は、双方の利益を害するおそれのあるいかなる行動も差し控え、本覚書に最大限の敬意を払って、本覚書に沿った活動を実行する。

III. 協力期間

本覚書に基づく協力は、署名の日から開始され、2018年1月3日まで実施される。協力の期間の延長については、両者間の協議を通して決定される。

また、署名済みの覚書に基づく協力についても、それぞれの署名済みの覚書に記載された期限に関わらず、本覚書と同様、2018年1月3日まで継続するものとする。ただし、2018年1月3日を越える日までの協力の継続について双方担当部局が合意した分野における協力については、その日まで継続するものとする。

本覚書はハノイにおいて、2015年1月3日に、それぞれ日本語、ベトナム語及び英語で二通ずつ署名される。全ての文書は等しい価値を有する。これら文書の解釈に相違が生じた場合は、英語の文書が参照されるものとする。

日本国国土交通省を代表して

ベトナム社会主義共和国建設省を代表して

太田 昭宏
国土交通大臣

チン・ディン・ズン
建設大臣